

南島原市公告第125号

令和4年度原城跡史跡高精細デジタル化等業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告します。

令和4年7月20日

南島原市長 松本 政博



1. 事業概要

(1) 委託業務名

令和4年度原城跡史跡高精細デジタル化等業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和4年度原城跡史跡高精細デジタル化等業務委託 仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約日から令和5年3月24日（金）まで

(4) 事業費(上限額)

4,610,100円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 参加資格

日本国内に事業所を有し、次の項目に該当しないこと

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの

イ 南島原市から指名停止を受けている、又は受けることがあきらかであるもの

ウ 商法（明治32年法律第48号）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）

エ 最近1年間の都道府県民税、市区町村民税、消費税又は地方消費税を滞納しているもの

オ 提案書の提出期限の日までの6ヵ月間において、手形交換所で不渡手形若しくは、不渡り手形を出した事実、又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実があるもの

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

※なお、応募後、契約締結日までの間に、これらのいずれかに該当することとなっ

た場合、応募は取り消される。

3. 参加手続

(1) 担当部署、問い合わせ先

〒859-2412 南島原市南有馬町乙 1023 番地

南島原市教育委員会世界遺産推進室世界遺産推進班

TEL : 0957-73-6706 FAX : 0957-85-2767

e-mail : sekaiisan@city.minamishimabara.lg.jp

(2) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領および仕様書を理解した上で、次の書類を提出することとする。

① 参加表明書（様式 1）1 部

② 会社概要（様式 2）1 部

③ 登記簿謄本（写し可）1 部

④ 国・都道府県・市区町村税の未納がないことを証明する書面（滞納がない旨の証明 書または納税証明書。写し可。ただし、提出日から 1 か月以内に発行されたものに限る。）1 部

⑤ 企画提案書等 9 部（原本 1 部、副本 8 部）

⑥ 見積書 1 部

(3) 提出について

提出日 ①～④：令和 4 年 7 月 29 日（金）午後 5 時まで

⑤、⑥：令和 4 年 8 月 15 日（月）午後 5 時まで

提出場所 (1) に同じ

提出方法 郵送に限る。なお、必ず到着確認をおこなうこと

4. 質疑・応答

(1) 質疑期間 公募開始日から令和 4 年 7 月 29 日（金）午後 5 時まで

(2) 質疑方法 質問票(様式 2)を PDF ファイルにより電子メールで送付。

(3) 提出先 南島原市教育委員会世界遺産推進室世界遺産推進班

e-mail : sekaiisan@city.minamishimabara.lg.jp

※送信後は、必ず着信確認を行うこと。

(4) 回答 令和 4 年 8 月 2 日（火）午後 5 時までに参加表明書を提出した全社に対し電子メールで質問内容と回答を送付する。

(5) 留意事項 電話・口頭による質問、提出期間を過ぎての質問には回答しない。

下記の趣旨の質問には回答を行わない。

(ア)「実施要領」の明らかな誤読

(イ)「実施要領」に対する個人的な意見

(ウ) 提案しようとする内容についての是非を問うもの

(エ) 質問者が自ら判断又は調査すべきもの

(オ) 事業と直接関係のない質問

5. 提案書作成方法

別添「令和4年度原城跡史料高精細デジタル化等業務委託公募型プロポーザル説明書」－「Ⅲ 企画提案書等作成要領」のとおり

6. 評価方法等

別添「令和4年度原城跡史料高精細デジタル化等業務委託公募型プロポーザル説明書」－「Ⅳ 審査基準」のとおり

7. その他

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、最優秀提案者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合または該当していることが判明した場合は、最優秀提案者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ① 見積書の金額が提案上限金額を上回る場合
- ② 提出期限までに書類が提出されない場合
- ③ 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く)
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ 著しく信義に反する行為があった場合
- ⑥ 契約を履行することが困難と認められる場合
- ⑦ 企画提案書の記載内容が法令及び公序良俗に違反するなど不適当な場合
- ⑧ 本事業について2以上の企画提案をした場合
- ⑨ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

8. 選定方法

(1) 書類審査

プロポーザル審査委員会 令和4年8月下旬 予定

審査委員会が各提案書等を評価し、最も優れた提案を行ったものを最優秀提案者に選定する。最優秀提案者選定後、参加者全員に対し、選定、または非選定の結果を電子メールおよび郵送にて通知する。

9. 契約の締結

(1) 契約者の決定

- ① 最優秀提案者となった業者は、契約に向けて市と提案内容等の交渉を行う。
- ② 最優秀提案者と契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は市が別途指定する日までに契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。なお、交渉により当初の提案内容から変更が生じる場合は、当該事業者は変更後の企画提案書及び見積書を提出しなければならない。

- ③ 最優秀提案者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの評価が次点の者が交渉権者となり、交渉が成立した場合は当該事業者を契約者として決定し、契約を締結するものとする。
- ④ 当初の最優秀提案者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合において、その辞退理由が正当な理由ではないと本市が判断した場合及び契約不成立により本市に著しい損害が生じた場合には、当該優先交渉権者である事業者に対して、次回以降の本事業への参加資格を付与しない場合がある。

(2) 契約金額

契約金額は、提案された見積金額に消費税を加算した金額の範囲内とし、見積書を徴取したうえで決定する。

10. 留意事項

- (1) 書類作成や提出に係る費用など、本プロポーザルに要する経費は、提案者の負担とする。
- (2) 緊急やむを得ない理由等により、実施することができないと認める場合には、本公募型プロポーザルを停止、中止または取り消すことがある。その際、本公募型プロポーザルに要した経費を本市に請求することはできない。
- (3) 企画提案書を含む提出書類は原則として返却しない。提出書類は、本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本プロポーザルにおける審査以外では使用しない。
- (4) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲内で複製する場合がある。
- (5) 企画提案書の作成等のため本市から受領した資料は、本市の承諾なく公表及び使用してはならない。
- (6) 企画提案書で表明された内容が基本的な契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案することがないこと。なお、契約後、企画提案書で表明された内容の調整を行う場合がある。最優秀提案者に決定された後でも、業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。
それに伴う提案事業者が被る損害について本市は一切賠償しない。
- (7) 提案上限額は、見積時の予定価格を示すものではない。